

広 報 資 料  
令 和 7 年 12 月 4 日  
組 織 犯 罪 対 策 第 一 課

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」  
に対する意見の募集について

1 概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）等を踏まえた標記規則の改正案について、意見公募手続を実施するもの。

2 改正の概要

対面での本人確認方法について、以下のとおり見直し。

- ① 写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をICチップ付きのもの（※1）に限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取り（※2）を必須とする（※3）。  
(※1) マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、日本国旅券等を想定。  
(※2) デジタル庁提供のマイナンバーカード用アプリや民間のツールの活用を想定。  
(※3) 本人限定受取郵便を用いる方法においても同様に措置。
- ② 写真なし本人確認書類の提示を受け、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付等する現行の方法につき、対象書類の変更（※）を行うとともに、ICチップ付きの書類の提示を受ける場合はICチップ情報の読み取りを必須とする。  
(※) ICチップがない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）、偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（住民票の写し等）、ICチップがある写真なし本人確認書類（16歳未満の在留カード等）に限定。
- ③ 上記方法が実施困難である非居住外国人等については、写真付き本人確認書類を提示させることとする（※）。  
(※) 特定事業者において、顧客等が非居住外国人等であることを確認することが前提となる。

3 今後の予定

意見公募手続：令和7年12月5日から令和8年1月3日まで  
施 行 期 日：令和9年4月1日